

教職員の生徒との接し方に関するルール

全国的に、教職員がSNSなどを悪用して、生徒・児童とわいせつな行為に及んだ事例が大きく報道され、社会問題になっている。SNSやメールは、連絡等に便利である半面、やりとりが当事者以外に見られない仕組みのため、問題の媒体となる危険性を持っている。メディアの利用に際しては、教職員が一層高い倫理観を保持するとともに、透明性の確保などに留意する必要がある。

また、部活動顧問が運転する自動車に事故を起こし、県、学校、当該教職員が大きな責任を負う事例が発生している。やむを得ず生徒を同乗させる際は、学校として説明責任を果たせることが必要である。以上の趣旨をふまえ、生徒との適切な接し方に関するルールを定め、教職員の同僚生を高める。

記

1 生徒への連絡について

- (1) SNSなど、ネット環境を利用した連絡は、教育活動の必要時に限る。
- (2) クラスや部活動のメンバーなどのグループに対して、ネット環境を利用して連絡を行う際は「Google classroom」の掲示板機能のみによる。また、実際に利用する際は、管理職の許可を得るとともに、保護者にも知らせておく。
- (3) 生徒個人に連絡をする場合は、なるべく、固定電話等、オープンな連絡手段をとる。
- (4) 他に適切な手段がなく、やむを得ず、SNSなどの閉じた連絡手段を利用して、個人に連絡をする際は、管理職の許可を得るとともに、個人的な関係に発展するようなやりとりは行わない。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 原則として、面談や相談は校内または保護者在宅時の家庭訪問で実施する。校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- (2) 面談や相談を実施する際は、ドアを開けておくなど、密室状態にならないよう配慮する。
- (3) 相談内容に秘密性を保つ必要があり、やむを得ず密室環境で1対1で面接や相談を行う場合は、事前または事後に、他の教職員に報告・相談を行い、一人で問題を抱え込まないようにする。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- (1) 部活動等の生徒の移動については、できる限り公共交通機関を利用する。
- (2) やむを得ない理由で、生徒を教職員が運転する自動車に乗せる場合は、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得るとともに、安全運転に徹する。
- (3) 部活動等の生徒の移動に際しては、安易に保護者に自動車での送迎を依頼しない。

4 生徒や保護者への啓発について

以下の点について、生徒や保護者に啓発し、ルールを共有する。

- (1) 教職員から不適切な関係を迫られたり、セクシュアル・ハラスメントに該当するような行為を受けたりした場合は、必ず保護者や他の教職員に相談すること。
- (2) 必要時であっても、教職員とSNSなどでやりとりをする場合は、節度をわきまえること。
- (3) 教職員が運転する自動車には、特別の事情がない限り、乗らないこと。

以上